

名古屋市安田荘

軽費老人ホーム(A型)

利用料

本人の収入に応じて次のとおり費用(利用料)を負担して頂きます。

対象収入による階層区分		月 額 (1人につき) 単位:円
1	1,500,000 円以下	63,480
2	1,500,001 ~ 1,600,000	66,480
3	1,600,001 ~ 1,700,000	69,480
4	1,700,001 ~ 1,800,000	72,480
5	1,800,001 ~ 1,900,000	75,480
6	1,900,001 ~ 2,000,000	78,480
7	2,000,001 ~ 2,100,000	83,480
8	2,100,001 ~ 2,200,000	88,480
9	2,200,001 ~ 2,300,000	93,480
10	2,300,001 ~ 2,400,000	98,480
11	2,400,001 ~ 2,500,000	103,480
12	2,500,001 ~ 2,600,000	110,480
13	2,600,001 ~ 2,700,000	117,480
14	2,700,001 円以上	117,880

(注意)

対象収入とは、前年の収入(年金、恩給その他これらに類する定期的に支給されるものについてはその実際の受領額、その他の収入については所得税法(昭和40年法律第33号)により算定される課税標準の額等をいう。)から所得税、住民税等の租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

$$\boxed{\text{対象収入}} = \boxed{\text{収入}} - \boxed{\text{必要経費}}$$